

・勤務時間の変更簿 (様式Ⅶ) 非行防止に関する緊急の生徒指導の場合【記入例】

様式Ⅶ

勤務時間の変更簿

変更期間 (2週間)	平成〇年4月18日 (日) ~ 平成〇年5月1日 (土)					
変更前の勤務時間	8時15分~16時45分					
2週間の総勤務時間	77時間30分					
勤務を要する時間※1	69時間45分					
所属長印	 <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; display: inline-block;">4月29日が休日のため</span>					
対象教職員 職・氏名・印	教諭 ○○ ○○  教諭 ○○ ○○  教諭 ○○ ○○ 					
変更年月日	変更後の 勤務時間	休憩時間		変更時間 (+・-)	1日の 勤務時間	備 考 変更事由・内容等※2
平成〇年4月22日 (木)	8時15分 ~ 19時00分	12時30分 ~ 13時15分	16時45分 ~ 17時00分	2時間00分 (+)	9時間45分	非行防止に関する緊急の生徒指導のため
平成〇年4月23日 (金)	8時15分 ~ 15時45分	12時30分 ~ 13時15分		1時間00分 (-)	6時間45分	
平成〇年4月26日 (月)	8時15分 ~ 15時45分	12時30分 ~ 13時15分		1時間00分 (-)	6時間45分	

◎日曜日に緊急事態が発生したため、6時間程度学校へ出向き、業務を行ったときはどうか？

<教育職員>

振替のための要件を満たしていないので、「勤務時間の変更簿」により処理する。

<事務職員等>

振替のための要件 (緊急業務) を満たしているため、4時間を振替、残り2時間は超過勤務手当を支給することで対応する。

◎休日 (国民の祝日等) に前述 (日曜日に緊急事態・・・) の事態が発生した場合はどうか？

<教育職員>

「勤務時間の変更簿」により処理する。ただし、全勤務時間 (7時間45分) の場合は代休措置となる。

<事務職員等>

4時間の振替はなく、休日給を支給することで対応する。ただし、全勤務時間 (7時間45分) の場合は代休措置となる。

※1 「2週間の総勤務時間」から勤務時間が割り振られた休日の当該勤務時間を差し引いた時間

※2 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第7条第2項各号に掲げる業務及び入学者選抜業務に限る。

(勤務時間の割振り)

▽ 第 1 週 [平成〇年4月18日(日)～平成〇年4月24日(土)]

年 月 日	勤 務 時 間 の 割 振 り	変更時間
平成〇年4月18日 (日)	(週休日)	
平成〇年4月19日 (月)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～16時45分	
平成〇年4月20日 (火)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～16時45分	
平成〇年4月21日 (水)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～16時45分	
平成〇年4月22日 (木)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～16時45分 休憩 17時00分～19時00分	120(+)
平成〇年4月23日 (金)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～15時45分	60(-)
平成〇年4月24日 (土)	(週休日)	

▽ 第 2 週 [平成〇年4月25日(日)～平成〇年5月 1日(土)]

年 月 日	勤 務 時 間 の 割 振 り	変更時間
平成〇年4月25日 (日)	(週休日)	
平成〇年4月26日 (月)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～15時45分	60(-)
平成〇年4月27日 (火)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～16時45分	
平成〇年4月28日 (水)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～16時45分	
平成〇年4月29日 (木)	(休日)	
平成〇年4月30日 (金)	8時15分～12時30分 休憩 13時15分～16時45分	
平成〇年5月 1日 (土)	(週休日)	

・勤務時間の変更簿 (様式Ⅶ) 職員会議時間延長の場合【記入例】

様式Ⅶ

勤務時間の変更簿

変更期間 (2週間)	平成〇年5月16日 (日) ~平成〇年5月29日 (土)						
変更前の勤務時間	8時10分~16時40分						
2週間の総勤務時間	77時間30分						
勤務を要する時間※1	77時間30分						
所属長印			事務職員等については勤務の割り振りの変更ではなく、1時間の超過勤務手当を支給することで処理する。125/100を支給する。				
対象教育職員 職・氏名・印	教育職員全員						
変更年月日	変更後の 勤務時間	休憩時間		変更時間 (+・-)	1日の 勤務時間	備 考 変更事由・内容等※2	
平成〇年5月21日 (金)	8時10分 ~ 17時55分	13時05分 ~ 13時50分	16時40分 ~ 16時55分	1時間00分 (+)	8時間45分	職員会議の時間延長のため	
平成〇年5月25日 (火)	8時10分 ~ 15時40分	13時05分 ~ 13時50分		1時間00分 (-)	6時間45分		
※ 週休日等を実施する学校行事等で、勤務時間の変更があらかじめ分かっている場合の変更は、週休日の場合は「週休日の振替・4時間の勤務時間の割り振りの変更簿」で、祝日法による休日又は年末年始の休日の場合は「代休日の指定簿」で行う。							

※1 「2週間の総勤務時間」から勤務時間が割り振られた休日の当該勤務時間を差し引いた時間

※2 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第7条第2項各号に掲げる業務及び入学者選抜業務に限る。

(勤務時間の割振り)

▽ 第 1 週 [平成〇年5月16日(日)～平成〇年5月22日(土)]

年 月 日	勤 務 時 間 の 割 振 り	変更時間
平成〇年5月16日(日)	(週休日)	
平成〇年5月17日(月)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月18日(火)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月19日(水)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月20日(木)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月21日(金)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分 休憩 16時55分～17時55分	60(+)
平成〇年5月22日(土)	(週休日)	

▽ 第 2 週 [平成〇年5月23日(日)～平成〇年5月29日(土)]

年 月 日	勤 務 時 間 の 割 振 り	変更時間
平成〇年5月23日(日)	(週休日)	
平成〇年5月24日(月)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月25日(火)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～15時40分	60(-)
平成〇年5月26日(水)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月27日(木)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月28日(金)	8時10分～13時05分 休憩 13時50分～16時40分	
平成〇年5月29日(土)	(週休日)	



・勤務時間の変更簿 (様式Ⅶ-2) 修学旅行等泊まりを伴う児童生徒引率指導業務に係る勤務時間の変更簿【記入例】

様式Ⅶ-2

修学旅行等泊まりを伴う児童生徒引率指導業務に係る勤務時間の変更簿

例1 (1泊2日の場合)

業 務	集団宿泊指導							
業務従事期間	平成〇年5月12日(水) ~ 平成〇年5月13日(木)					変更総時間	職 名	教 諭
変 更 期 間	平成〇年5月9日(日) ~ 平成〇年5月22日(土)					6時間	氏 名	〇〇 〇〇
変 更 年 月 日	所属長印	職員印	変更後の勤務時間	休憩時間	変更時間	残時間	備 考	
平成〇年5月11日(火)			8時10分 ~ 14時40分	12時45分 ~ 13時30分	2時間00分	4時間00分	8時間を限度とする	
平成〇年5月14日(金)			8時10分 ~ 14時40分	12時45分 ~ 13時30分	2時間00分	2時間00分		
平成〇年5月17日(月)			8時10分 ~ 14時40分	12時45分 ~ 13時30分	2時間00分	0時間00分		

例2 (2泊3日の場合)

業務従事期間	平成〇年4月14日(水) ~ 平成〇年4月16日(金)					変更総時間	職 名	教 諭
変 更 期 間	平成〇年4月11日(日) ~ 平成〇年4月24日(土)					8時間	氏 名	〇〇 〇〇
変 更 年 月 日	所属長印	職員印	変更後の勤務時間	休憩時間	変更時間	残時間	備 考	
平成〇年4月13日(火)			8時10分 ~ 11時55分		4時間00分	4時間00分	8時間を限度とする	
平成〇年4月19日(月)			8時10分 ~ 13時40分	12時25分 ~ 13時10分	3時間00分	1時間00分		
平成〇年4月20日(火)			8時10分 ~ 15時40分	12時55分 ~ 13時40分	1時間00分	0時間00分		

※福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第7条第2項第2号の業務に従事する場合であって、児童又は生徒を引率し、かつ、泊まりを伴う指導業務に従事する場合に限る。